

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年11月)

11月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名 事所	業在 者地	営業所名 営所	業在 所地	処年 月 分 日	処内 分 の 容	主違 反の 条 項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社昇栄興業（法人番号8440001004485）代表者今野利之	北海道亀田郡七飯町大川9丁目8番1号	本社営業所	北海道亀田郡七飯町大川9丁目8番1号	R7.11.26	輸送施設の使用停止（20日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	令和7年2月27日、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。（1）ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落等に起因する車輪脱落事故を発生させたこと（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3）	2	2
2	株式会社ヤマヒロ運送（法人番号4460101005146）代表者畠山浩典	北海道帯広市西23条南1丁目119番地14	本社営業所	北海道河西郡芽室町東芽室基線10-8	R7.11.26	輸送施設の使用停止（38日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他2件	令和7年2月18日及び令和7年7月22日、第一当事者と推定される死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。（1）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、（2）点呼の記録事項義務違反（安全規則第7条第5項）、（3）乗務等の記録事項義務違反（安全規則第8条）	4	4
3	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社（法人番号1010001112577）代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	古平郵便局	北海道古平郡古平町大字入船町9-1	R7.11.5	輸送施設の使用停止（86日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。（1）点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、（2）点呼記録の不実記載（安全規則第7条第5項）	-	-
4	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社（法人番号1010001112577）代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	定山渓郵便局	北海道札幌市南区定山渓温泉東3丁目228	R7.11.5	輸送施設の使用停止（40日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年7月31日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。（1）点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）	-	-
5	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社（法人番号1010001112577）代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	砂川郵便局	北海道砂川市西1条北3丁目1-15	R7.11.5	輸送施設の使用停止（60日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月14日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。（1）点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、（2）点呼記録の不実記載（安全規則第7条第5項）	-	-
6	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社（法人番号1010001112577）代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	旭川中央郵便局	北海道旭川市6条通6丁目28-1	R7.11.5	輸送施設の使用停止（96日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他2件	令和7年6月9日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。（1）点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、（2）点呼記録の不実記載（安全規則第7条第5項）、（3）点呼の記録事項義務違反（安全規則第7条第5項）	-	-

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年11月)

11月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名 事所	業者 住所	者地 営業所名	営 所	業者 住所	所地	処年 月日	分内 処分の容	主違 反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違 反点数	北海道 運輸局管 内累 積点数
7	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	礼文香深郵便局	北海道礼文郡礼文町大字香深村トンナイ40-16		R7.11.5	輸送施設の使用停止（110日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項他1件	令和7年8月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、(2)点呼記録の不実記載（安全規則第7条第5項）	-	-	
8	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	下川郵便局	北海道上川郡下川町共栄町111		R7.11.5	輸送施設の使用停止（60日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項他1件	令和7年8月22日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、(2)点呼記録の不実記載（安全規則第7条第5項）	-	-	
9	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	枝幸郵便局	北海道枝幸郡枝幸町本町279-1		R7.11.5	輸送施設の使用停止（116日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項他1件	令和7年8月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、(2)点呼記録の不実記載（安全規則第7条第5項）	-	-	
10	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	洞爺郵便局	北海道虻田郡洞爺湖町洞爺町44-2		R7.11.5	輸送施設の使用停止（127日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項他1件	令和7年7月9日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、(2)点呼記録の不実記載（安全規則第7条第5項）	-	-	
11	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	振内郵便局	北海道沙流郡平取町振内町20-2		R7.11.5	輸送施設の使用停止（64日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年8月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条）	-	-	
12	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	三川郵便局	北海道夕張郡由仁町三川旭町284		R7.11.12	輸送施設の使用停止（23日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項他1件	令和7年7月15日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、(2)点呼の記録事項義務違反（安全規則第7条第5項）	-	-	

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年11月)

11月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事所	業住	者地	営業所名	営所	業住	所地	処年月分日	処内 分の容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
13	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		蘭越郵便局	北海道磯谷郡蘭越町蘭越町142-1			R7.11.12	輸送施設の使用停止（114日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項他1件	令和7年8月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、(2)点呼記録の不実記載（安全規則第7条第5項）	-	-	
14	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		乙部郵便局	北海道爾志郡乙部町綠町228-7			R7.11.12	輸送施設の使用停止（145日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項他1件	令和7年7月15日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、(2)点呼記録の不実記載（安全規則第7条第5項）	-	-	
15	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		厚沢部郵便局	北海道檜山郡厚沢部町新町19-2			R7.11.12	輸送施設の使用停止（160日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項他1件	令和7年8月26日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、(2)点呼記録の不実記載（安全規則第7条第5項）	-	-	
16	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		美瑛郵便局	北海道上川郡美瑛町栄町2丁目1-2			R7.11.12	輸送施設の使用停止（60日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項他1件	令和7年6月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、(2)点呼記録の不実記載（安全規則第7条第5項）	-	-	
17	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		苫前郵便局	北海道苫前郡苫前町苫前197			R7.11.12	輸送施設の使用停止（110日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項他1件	令和7年8月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、(2)点呼記録の不実記載（安全規則第7条第5項）	-	-	
18	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		平取便局営業所	北海道沙流郡平取町本町32-12			R7.11.12	輸送施設の使用停止（114日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項他1件	令和7年8月19日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、(2)点呼記録の不実記載（安全規則第7条第5項）	-	-	

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年11月)

11月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名 事所	業者 住所	者地 営業所名	営 所	業者 住所	所地 処年月分日	内 分	の容 の 主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
19	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	浦幌郵便局	北海道十勝郡浦幌町字桜町5		R7.11.12	輸送施設の使用停止(129日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項他1件	令和7年7月24日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—
20	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	滝上郵便局	北海道紋別郡滝上町字滝ノ上市街地3条通2丁目9		R7.11.12	輸送施設の使用停止(60日車) 及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項他1件	令和7年8月27日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—
21	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	栗沢郵便局	北海道岩見沢市栗沢町北本町172-1		R7.11.19	輸送施設の使用停止(88日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項他1件	令和7年7月31日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—
22	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	真狩郵便局	北海道虻田郡真狩村真狩77-1		R7.11.19	輸送施設の使用停止(117日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項他1件	令和7年8月14日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—
23	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	熊石郵便局	北海道二海郡八雲町熊石根崎町58		R7.11.19	輸送施設の使用停止(134日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項他1件	令和7年7月15日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—
24	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	上富良野郵便局	北海道空知郡上富良野町大町1丁目1-2		R7.11.19	輸送施設の使用停止(60日車) 及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項他1件	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年11月)

11月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名 事所	業者 住所	地 営業所名 営所	業者 住所	地 所	処 年 月 分 日	処 内 分 の 容	主 違 反 の 条 項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
25	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	増毛郵便局	北海道増毛郡増毛町永寿町3丁目46-1	R7.11.19	輸送施設の使用停止（60日車） 及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月4日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、 (2) 点呼記録の不実記載（安全規則第7条第5項）	-	-	
26	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	風連郵便局	北海道名寄市風連町仲町99	R7.11.19	輸送施設の使用停止（60日車） 及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月22日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、 (2) 点呼記録の不実記載（安全規則第7条第5項）	-	-	
27	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	美深郵便局	北海道中川郡美深町東1条北2-4-1	R7.11.19	輸送施設の使用停止（60日車） 及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月22日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、 (2) 点呼記録の不実記載（安全規則第7条第5項）	-	-	
28	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	豊浦郵便局	北海道虻田郡豊浦町字幸町65	R7.11.19	輸送施設の使用停止（119日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月26日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、 (2) 点呼記録の不実記載（安全規則第7条第5項）	-	-	
29	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	鶴川郵便局	北海道勇払郡むかわ町松風1丁目51-3	R7.11.19	輸送施設の使用停止（60日車） 及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、 (2) 点呼記録の不実記載（安全規則第7条第5項）	-	-	
30	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	長沼郵便局	北海道夕張郡長沼町中央南1丁目2-28	R7.11.26	輸送施設の使用停止（120日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月3日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、 (2) 点呼記録の不実記載（安全規則第7条第5項）	-	-	

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年11月)

11月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名 事所	業者 住所	者地 営業所名	営所 業者 所在地	處年 月 分 日	處内 分 の容	主違 反の 条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
31	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	由仁郵便局	北海道夕張郡由仁町中央21	R7.11.26	輸送施設の使用停止（28日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年7月15日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。（1）点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）	—	—
32	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	小平郵便局	北海道留萌郡小平町小平町154	R7.11.26	輸送施設の使用停止（70日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月22日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。（1）点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、（2）点呼記録の不実記載（安全規則第7条第5項）	—	—
33	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	鬼志別郵便局	北海道宗谷郡猿払村鬼志別北町2	R7.11.26	輸送施設の使用停止（108日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月26日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。（1）点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、（2）点呼記録の不実記載（安全規則第7条第5項）	—	—
34	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	厚真郵便局	北海道勇払郡厚真町表町20	R7.11.26	輸送施設の使用停止（128日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。（1）点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、（2）点呼記録の不実記載（安全規則第7条第5項）	—	—
35	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	厚床郵便局	北海道根室市厚床1丁目16-3	R7.11.26	輸送施設の使用停止（60日車） 及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月24日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。（1）点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、（2）点呼記録の不実記載（安全規則第7条第5項）	—	—
36	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	西春別駅前郵便局	北海道野付郡別海町西春別駅前寿町59	R7.11.26	輸送施設の使用停止（60日車） 及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。（1）点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、（2）点呼記録の不実記載（安全規則第7条第5項）	—	—

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年11月)

11月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧